

固定資産税のお知らせ

◎課税内容を確認できます

●ところ 資産税課

■土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧

●とき 4月1日(金)～5月2日(月)午前8時30分～午後5時15分(土(日)例を除く)

●対象 ①市内に土地や家屋を所有する固定資産税の納税義務者とその同居親族 ②納税管理人

●縦覧帳簿の内容 土地↓所在、地番、地目、地積、当該年度の価格、家屋↓所在、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、当該年度の価格

●注意事項 ③所有者の氏名・住所・課税標準額は表示していません ④土地のみ、家屋のみの所有者は、所有する資産の帳簿のみ縦覧できます

◎パソコン画面での縦覧となります。画面の撮影や電話での照会はできません

■平成28年度分の固定資産課税台帳の閲覧

●とき 4月1日からの午前

8時30分～午後5時15分(土(日)例を除く)

●閲覧できる人 ①納税義務者とその同居親族 ②納税管理人 ③借地借家人等(契約にかかる資産のみ)

●その他 縦覧期間中は、閲覧対象者①②の人には、資産税課にて名寄せの写しを無料で発行します。なお、平成28年度分の固定資産に関する証明は、4月1日から市民税課で発行します

■本人確認をします

縦覧・閲覧には、来庁者の運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポート、在留カード等身分証明書(※)の提示が必要です。(借地借家人は賃貸借契約書も必要)

来庁者が本人・同居の親族でない場合は、委任状(法人は代表者印を押印したもの)も必要です。

※顔写真のない身分証明(健康保険被保険者証等)の場合は2種類必要です。

歩け運動・ランニング運動！

■歩け・ランニング運動

●とき／内容 4月～10月の毎週(日) 歩け運動(約4km)↓午前6時30分 ランニング運動(約5km)↓午前6時 いずれも雨天中止

●集合場所 左表のとおり

●参加方法 各開始時間に、各会場設置の「歩け・ランニング運動」の看板前に集合し、会場指導員に申し出てください。即日参加できます。(後日、出席表と参加者バッジを渡します)

●その他 期間中の全日程に出席した人に皆勤賞



市内各会場で期間中毎週開催！

集合場所	内容
安城北部小学校 西尾若一王子社 東端町内会 JA あいち中央桜井支店 今池小学校 作野小学校 作野公民館 中部公民館 別所団地中央公園	歩け運動・ランニング運動を実施
市役所 大山公園 赤松子ども運動広場 祥南小学校 高棚小学校 和泉町八斗時ちびっこ広場 明祥プラザ	
別所団地公園 箕輪神明神社	ランニング運動を実施

◎課税明細書

課税対象となる資産(土地・家屋の詳細を記載した課税明細書を、4月上旬に発送します。記載内容に不明な点等があれば、早めに連絡してください。

この課税明細書は、翌年の確定申告にも使用できます。なお、紛失等された場合、再発行できませんので大切に保管してください。

■土地区画整理事業施行中の土地を所有している人へ

平成28年1月1日現在において、新たに使用収益が開始された仮換地及び保留地については、それぞれの土地の現況に応じ、平成28年度課税から仮換地課税に移行していきます。

■新築住宅の固定資産税の軽減が終了

次に該当する家屋の固定資産税の軽減が平成27年度で終了し、平成28年度から本来の税額となります。

安城市発展祭講演会

「有森流 運動でもっと元気に」を聴きに来ませんか

本市の発展を祝い、市政功労者等を表彰する式典を開催します。式典後、バルセロナオリンピック女子マラソン銀メダリスト有森裕子氏の講演会を開催します。

●とき 5月9日(月)

●ところ 市民会館

■発展祭式典

●時間 午前9時50分～10時50分 開場は午前9時15分 ※式典中の入場は不可。

■講演会

●時間 午前11時～正午

講師紹介



有森 裕子 氏

1966年岡山県生まれ。就実高等学校、日本体育大学を卒業して、㈱リクルート入社。バルセロナオリンピック、アトランタオリンピックの女子マラソンでは銀メダル、銅メダルを獲得。

●対象 ①又は②の家屋の居住部分の床面積120㎡までの部分

①平成24年に新築された住宅(長期優良住宅の認定を受けた住宅、準耐火、耐火構造住宅を除く)

②平成22年に新築された長期優良住宅の認定を受けた住宅、3階建以上の準耐火、耐火構造住宅

◎納税通知書と納期限

平成28年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月中旬に発送します。納期限▼第1期(全期)↓5月2日(月) 第2期↓8月1日(月) 第3期↓12月26日(月) 第4期↓平成29年2月28日(火)

◎高齢者・障害者・母子(父子)世帯の固定資産税・都市計画税の減免

要件を満たす世帯の固定資産税・都市計画税を減免します。

●対象 平成28年1月1日現在で次の①②の条件を満たし、

③ⅰ(1)・(2)のいずれかに該当する世帯

①世帯全員が居住用以外の固定資産を持っていない

②宅地面積が200㎡以下、かつ住宅延床面積が120㎡以下

③ⅰ(1)世帯全員が市民税非課税の高齢者世帯

③ⅰ(2)世帯全員の合計所得が市長の定める額を超えない次の世帯

●障害者世帯

●平成10年4月2日以降に生まれた児童を扶養する母子(父子)世帯

※①③には詳細な要件があります。詳しくは資産税課へ問い合わせてください。

●申し込み 各納期限までの午前8時30分～午後5時15分(土(日)例を除く)に、資産税課土地係へ

※申請日時点を経過している納期分については、減免の対象となりません。

問▼資産税課家屋係

☎(71)22115

同土地係

☎(71)2256

※市公式ウェブサイト及び次のQRコードからも申し込みできます。



返信の裏面 (この面には、何も記載しないでください)

446-8501 (住所記載不要) 安城市役所 秘書課秘書係

往信の裏面 ●住所 ●氏名(ふりがな) ●電話番号 ●希望人数(2人まで可)

郵便番号 申込者の住所 氏名

返信

問▼秘書課 ☎(71)2201

往復はがきの書き方